

渡良瀬遊水地のワイズユース (賢明な利活用)の推進

記者発表資料
平成30年6月8日

～中核施設等の一体的な活用で地域活性化及び観光振興～

環境政策課、北川辺総合支所地域振興課・
農政建設課、生涯学習課、スポーツ振興課

加須市北川辺スポーツ遊学館条例等の一部改正について

■ 条例改正の背景

「加須市渡良瀬遊水地利活用推進計画」策定後において、渡良瀬遊水地の利活用に当たって中心的な役割を果たす中核施設である「加須市道の駅きたかわべ物産販売施設・北川辺スポーツ遊学館・渡良瀬総合グラウンド」の地域振興拠点としての位置付けや、新たな観光資源としての三県境の活用、広域連携（広域行政）による取組など様々な状況の変化があったことから、平成29年11月に推進計画での取り組みの一部見直しを行い、同年12月に中核施設及び新たな観光資源でもある三県境の活用を含めた、状況変化に対応した取組を推進するため、「加須市道の駅きたかわべ物産販売施設」の現在の指定管理者の指定期間を平成31年3月31日まで1年間延長しました。

■ 条例改正の目的

渡良瀬遊水地の利活用の中心的な役割を担う中核施設等に加え、魅力ある北川辺地域の教育文化施設等の一体的管理により、効率的な管理・運営を推進するとともに、観光やイベント、サービス等への民間事業者の参入により、渡良瀬遊水地の魅力を引き出し、ひいては市内への誘引につなげ、渡良瀬遊水地と加須市の発展・活性化を図るため、指定管理を可能とするための条例の一部改正をするものです。

■ 一体的管理の対象となる施設等

1 中核施設

- ①道の駅きたかわべ物産販売施設（条例改正対象）
- ②北川辺スポーツ遊学館（条例改正対象）
- ③道の駅きたかわべ休憩施設
- ④渡良瀬総合グラウンド

2 その他の施設

- ①三県境
- ②北川辺ライスパーク（条例改正対象）
- ③北川辺郷土資料館（条例改正対象）

■ 改正の対象となる条例

- ①加須市道の駅きたかわべ物産販売施設条例
- ②加須市北川辺スポーツ遊学館条例
- ③加須市北川辺ライスパーク条例
- ④加須市北川辺郷土資料館条例

■ 主な改正内容

- ① 指定管理者に施設の管理に関する業務の一部を行わせることができる。
- ② 施設の利用料金、自主事業の料金を指定管理者の収入として収受させることができる。
- ③ 指定管理者による多様な自主事業の展開をすることができる。（スポーツ遊学館）

■ 施行期日 公布の日（北川辺スポーツ遊学館の会議室の廃止は、1月1日から施行）